

令和 8 年度
和歌山県
地域中核企業
創出プログラム
募集要領

【問い合わせ先】

和歌山県 企業振興課

担当：竹内、辻本 TEL：073-441-2760

目次

1. 目的
2. 支援内容
3. 申請要件
4. 申請方法
5. 審査・選考スケジュール
6. 選考について
7. その他の注意点
8. 問い合わせ先

1 目的

(1) 背景および事業趣旨

- ・日本経済は、賃上げ率や国内投資が約 30 年ぶりの高水準となるなど、変化の兆しが見られる一方で、多くの中小企業は物価高や人手不足といった構造的な経営課題に直面しています。
- ・こうした状況下において、本県経済を持続的かつ力強く発展させていくためには、中小企業の「稼ぐ力」を底上げし、地域にインパクトを与え得る新たな中核企業を輩出していくことが重要であると考えます。
- ・特に、売上高 100 億円を超える企業。いわゆる「100 億企業」は、一般的に賃金水準が高く、輸出による外需獲得やサプライチェーンへの波及効果も大きく、地域経済へのインパクトが極めて大きいとされ、経済合理性の中で行う地域投資などを通じた地域発展への貢献なども含め、「100 億企業」やその上位層にあたる「中堅企業」をいかに多く輩出していくかが地域の経済的発展・社会的発展における大きな鍵となるものと考えています。
- ・については、本プログラムでは、高い成長意欲と高い貢献意欲を持ち、高い成長ポテンシャルを有する県内事業者を対象として、経営力強化および成長加速に資する成長戦略策定等を集中的に支援します。また、本プログラムは DX（デジタルトランスフォーメーション）を軸とした経営課題の解決についても支援し、業務効率化・新たなビジネスモデルの創出を通じて、持続的な成長を実現する企業の輩出を目指します。

(2) 県内事業者支援を通じて求めること

- ①多面的なヒアリングおよび分析を通じて、自社の強み・弱みを客観的に把握するとともに、単なるフレームワークや他社事例の横展開にとどまらず、自社固有の競争優位性に基づく「勝ち筋」を明確に理解し、それに即した成長ロードマップを描けていること。
- ②「100 億企業」・「中堅企業」への成長がもたらす意味や意義について、経営層のみならず、経営チーム、部門長、一般職員に至るまで納得感をもって共有し、「経営者の意思」にとどまらない「企業の意思」として、成長に向けたマインドを醸成していること。
- ③成長ロードマップの実行を持続的に支えるため、人材・組織体制、財務管理、ガバナンス、意思決定プロセス等の経営基盤を企業規模の拡大を見据えて整備し、外部環境の変化や成長過程で生じる課題に対しても、柔軟かつ迅速に対応できる体制を構築していること。

2 支援内容

(1) 採択件数・支援期間

- ・採択件数：最大10社程度
(個別集中支援先最大6社程度、アドバイザー支援先最大4社程度)
- ・支援期間：採択決定日から2027年3月末まで

(2) 個別集中支援先への支援内容

- ①専門コンサルタントによる経営支援
 - 現状分析・経営課題の整理・特定
 - 経営力強化推進計画(支援計画)の策定
 - 施策・行動計画の立案および推進支援
 - PDCAサイクルの構築と定量的な成果検証
(対面・オンライン支援：合計3時間×20回程度)
- ②経営力強化に向けた勉強会・セミナーへの参加
- ③成果発表会(プログラム終了時)への参加・成果報告
- ④WEBページ等を通じた取組事例の情報発信・プロモーション支援
- ⑤支援先企業間および県内外企業とのネットワーク構築支援
- ⑥必要に応じた専門家(IT・財務・法務・人事等)との連携支援

(3) 想定支援成果物

- ①企業全体の成長戦略
 - ・中小企業成長加速化補助金や新事業創出補助金、中堅等大規模成長投資補助金などの国の大型補助金の申請や金融機関の融資判断資料に応用・活用できることを意識した企業全体の成長戦略
- ②重点課題解決に向けた事業戦略
 - ・個別伴走支援にて特定した重要課題の解決等に焦点を絞った戦略
- ③伴走終了後1年間の行動計画書
 - ・本事業終了後概ね1年間の行動内容を示した行動計画書(アクションプラン)
 - ・当該行動計画書は本事業における支援終了後において伴走支援事業者の自走の軸となることを前提とし、「誰が(どの役職・どの部署)」が「どの時期まで」に「どんな行動」をし「何を達成するか」を示した実務レベルでの活用を想定した内容とします。。

(4) アドバイザリー支援対象先への支援内容

- ①専門コンサルタントによる助言(オンライン支援：合計3時間×6回程度)
- ②経営力強化に向けた勉強会・セミナーへの参加
- ③WEBページ等を通じた取組事例の情報発信・プロモーション支援
- ④支援先企業間および県内外企業とのネットワーク構築支援
- ⑤必要に応じた専門家(IT・財務・法務・人事等)との連携支援

(5) 個別集中支援およびアドバイザー支援比較表

項目	個別集中支援	アドバイザー支援
伴走支援頻度	3時間×20回程度	3時間×6回程度
伴走支援方法	対面10回程度 オンライン10回程度	オンライン6回程度
伴走支援体制	専門コンサルタント2名程度	専門コンサルタント1名程度
伴走支援日程	個社別に調整のうえ設定	個社別に調整のうえ設定
伴走支援テーマ	個社別に設定	個社別に設定
支援内容	各種分析や資料作成など専門コンサルタントにて実施し、提言を行う	原則、提供いただいた資料等に基づき助言を行う
分析業務	専門コンサルタントが中心に実施	支援先が中心に実施
戦略策定	専門コンサルタントが中心に提言	支援先が策定した内容に対して専門コンサルタントが助言
計画作成	専門コンサルタントが中心に提言	支援先が策定した内容に対して専門コンサルタントが助言
勉強会・セミナー	全5回参加（原則対面）	全5回参加（原則対面）
成果発表会	発表対象	非対象（参加可）
想定成果物	①企業全体の成長戦略 ②重点課題解決に向けた事業戦略 ③伴走終了後1年間の行動計画書	納品物なし（原則助言および参考資料等の提供）

※上記内容についてはあくまで目安であり変更となる場合がございます

3 申請要件

以下の要件をすべて満たす県内企業とします。

- (1) 本社・本店所在地等が和歌山県内であること。
 (2) 下記のいずれかの業種に該当すること。

<input type="checkbox"/> 総合工事業(06)	<input type="checkbox"/> 業務用機械器具製造業(27)	<input type="checkbox"/> 建築材料、鉱物・金属材料等卸売業
<input type="checkbox"/> 職別工事業（設備工事業を除く）(07)	<input type="checkbox"/> 電子部品・デバイス・電子回路製造業	<input type="checkbox"/> 機械器具卸売業(54)
<input type="checkbox"/> 設備工事業(08)	<input type="checkbox"/> 電気機械器具製造業(29)	<input type="checkbox"/> その他の卸売業(55)
<input type="checkbox"/> 食料品製造業(09)	<input type="checkbox"/> 情報通信機械器具製造業(30)	<input type="checkbox"/> 各種商品小売業(56)
<input type="checkbox"/> 飲料・たばこ・飼料製造業(10)	<input type="checkbox"/> 輸送用機械器具製造業(31)	<input type="checkbox"/> 織物・衣服・身の回り品小売業(57)
<input type="checkbox"/> 繊維工業(11)	<input type="checkbox"/> その他の製造業(32)	<input type="checkbox"/> 飲食料品小売業(58)
<input type="checkbox"/> 木材・木製品製造業（家具を除く）	<input type="checkbox"/> 通信業(37)	<input type="checkbox"/> 機械器具小売業(59)
<input type="checkbox"/> 家具・装備品製造業(13)	<input type="checkbox"/> 放送業(38)	<input type="checkbox"/> その他の小売業(60)
<input type="checkbox"/> パルプ・紙・紙加工品製造業(14)	<input type="checkbox"/> 情報サービス業(39)	<input type="checkbox"/> 無店舗小売業(61)
<input type="checkbox"/> 印刷・同関連業(15)	<input type="checkbox"/> インターネット附随サービス業(40)	<input type="checkbox"/> 専門サービス業（他に分類されないも
<input type="checkbox"/> 化学工業(16)	<input type="checkbox"/> 映像・音声・文字情報制作業(41)	<input type="checkbox"/> 技術サービス業（他に分類されないも
<input type="checkbox"/> 石油製品・石炭製品製造業(17)	<input type="checkbox"/> 鉄道業(42)	<input type="checkbox"/> 宿泊業(75)
<input type="checkbox"/> プラスチック製品製造業（別掲を除	<input type="checkbox"/> 道路旅客運送業(43)	<input type="checkbox"/> その他の生活関連サービス業(79)
<input type="checkbox"/> ゴム製品製造業(19)	<input type="checkbox"/> 道路貨物運送業(44)	<input type="checkbox"/> 医療業(83)
<input type="checkbox"/> なめし革・同製品・毛皮製造業(20)	<input type="checkbox"/> 水運業(45)	<input type="checkbox"/> 社会保険・社会福祉・介護事業(85)
<input type="checkbox"/> 窯業・土石製品製造業(21)	<input type="checkbox"/> 航空運輸業(46)	<input type="checkbox"/> 廃棄物処理業(88)
<input type="checkbox"/> 鉄鋼業(22)	<input type="checkbox"/> 倉庫業(47)	<input type="checkbox"/> 自動車整備業(89)
<input type="checkbox"/> 非鉄金属製造業(23)	<input type="checkbox"/> 運輸に附帯するサービス業(48)	<input type="checkbox"/> 機械等修理業（別掲を除く）(90)
<input type="checkbox"/> 金属製品製造業(24)	<input type="checkbox"/> 各種商品卸売業(50)	<input type="checkbox"/> その他のサービス業(95)
<input type="checkbox"/> はん用機械器具製造業(25)	<input type="checkbox"/> 繊維・衣服等卸売業(51)	※業種は日本標準産業分類中分類による
<input type="checkbox"/> 生産用機械器具製造業(26)	<input type="checkbox"/> 飲食料品卸売業(52)	

- (3) 企業規模について下記のいずれかに該当すること。

- ①常勤従業員の数が20人以上
 ②直近売上高10億円以上

※常勤従業員は、中小企業基本法上の「常時使用する従業員」をいい、労働基準法第20条の規定に基づく「あらかじめ解雇の予告を必要とする者」です。これには、日々雇い入れられる者、2か月以内の期間を定めて使用される者、季節的業務に4ヶ月以内の期間を定めて使用される者、試みの使用期間中の者は含まれません。

- (4) 申請時点において税（国税・県税・市町村税）の未納がないこと。
 (5) 最新期において、債務超過でないこと（または早期に解消が見込まれること）。
 (6) 次に掲げる業種又は企業でないこと。
- ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に掲げる暴力団及びこれらの利益となる行動を行っている者でないこと。
 - ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する性風俗関連特殊営業及びこれらに類似する業種
 - ・各種法令等に違反している企業

- ・ 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていない企業
 - ・ 特定の政治、思想又は宗教の活動を行う企業
 - ・ その他これらに準ずる業種又は企業
- (7) 地域中核企業として成長する強い意欲を有し、経営者自ら本プログラムに積極的に関与できること。
- (8) 本プログラムで策定する支援計画の実行に必要なプロジェクト推進体制（担当者等）を社内に構築できること。※経営者含め3名程度想定
- (9) 本プログラムによる支援終了後5年程度は本支援を通じて定めた戦略の実行状況等に対する状況報告（ローカル・ベンチマークの提出等）を行うこと
- (10) 採択された場合、企業名・住所・代表者名・取組内容等が本プログラムのWEBページ等で公表されることに同意すること。また、成果発表会での発表に協力すること。
- (11) 支援期間中に「100億宣言」を実施または目指す意向があること。
※売上高が100億円以上の場合はこの限りではない

4 申請方法

(1) 募集期間

令和8年(2026年)5月25日(月)～6月30日(火) 17:00 必着

(2) 提出書類

- ・ 事前確認書(指定様式) ※全項目に同意の上、企業名・代表者名を記入
- ・ 応募申請書(指定様式) ※所定の様式に必要な事項をすべて記入
- ・ 企業パンフレット(任意様式)
- ・ 直近2期分の決算書類(貸借対照表・損益計算書・製造原価報告書・販売費及び一般管理費・株主資本等変動計算書)
※製造原価報告書未作成の場合は不要
※勘定科目内訳明細書、法人税・地方法人税等の確定申告書類の提出は不要
- ・ その他、事業内容・取組内容、応募申請内容補足資料など(任意)
※100億宣言関連書類、中期経営計画書、年度方針・年度計画、事業説明パンフレット、主要製品・サービス一覧、組織図、投資計画書、各種受賞資料、メディア掲載・リリース資料など

(3) 提出方法

下記の提出先宛てに電子メールにてご提出ください。郵送での提出は受け付けません。

①提出先メールアドレス: ohbuchi@tanabeconsulting.co.jp

②提出先: 和歌山県地域中核企業創出プログラム運営事務局 担当大淵

③メールタイトル: 地域中核企業創出プログラム応募

※ファイルサイズが10MBを超える場合は、ファイルを圧縮または、送信を複数回に分割してご提出ください。

※提出後3営業日以内に受領確認の返信がない場合は、事務局までご連絡ください。

5 審査・選考スケジュール

項目	期日
募集開始	令和 8 年 (2026 年) 5 月 25 日 (月)
応募締切	令和 8 年 (2026 年) 6 月 30 日 (火) 17:00 必着
一次審査 (書類) 結果通知	令和 8 年 (2026 年) 7 月 17 日 (金) 予定
基礎ワークショップ ※一次審査追加 10 社参加	令和 8 年 (2026 年) 8 月 4 日 (火) 令和 8 年 (2026 年) 8 月 5 日 (水)
二次審査 (プレゼンテーション)	令和 8 年 (2026 年) 8 月 7 日 (金) 予定
採択企業決定・通知	令和 8 年 (2026 年) 8 月 7 日 (金) 以降
支援開始	令和 8 年 (2026 年) 9 月 1 日以降

※スケジュールは変更となる場合があります。変更の際は事務局よりご連絡します。

6 選考について

(1) 選考の流れ

① 一次審査（書類審査）

提出書類に基づく書面審査を行います。必要に応じて事務局による補足ヒアリングを実施し、最大 10 社を採択企業として決定します。

② 二次審査（プレゼンテーション審査）

一次審査通過企業の経営者（または経営層）によるプレゼンテーション審査を行います。下記 5 項目について 10 分以内でご説明いただき、審査員による 20 分程度の質疑応答を実施します。

- ・ 本プログラムに応募した動機・目的
- ・ 基礎ワークショップでの気づき
- ・ 今後の成長意欲および中長期ビジョン
- ・ 本プログラムに対する経営者のコミットメント
- ・ 支援を受けるための社内推進体制

※プレゼンテーション資料の提出は任意とします。

③ 採択企業の決定

審査委員会の意見を踏まえ、最大 6 社を個別集中支援対象、最大 4 社をアドバイザー支援対象として決定します。決定後は速やかに支援日程を調整のうえ、支援を開始します。

(2) 審査基準

審査項目	評価内容	配点
① 事業基盤 (競争力・独自性・財務)	事業内容に競争優位性・独自性があるか。安定した財務状況・収益性を有するか。	25 点
② 成長意欲・成長可能性	地域中核企業としての成長意欲を有し、実現するための組織体制を整備できているか。市場・競合を踏まえた事業方向性が適切か。	25 点
③ 経済的インパクト	外貨獲得・域内取引・雇用増加・賃金引上げ等により、県内への経済波及効果が見込まれるか。	15 点
④ 社会的インパクト	将来ビジョンが和歌山県の魅力・産業活力向上につながるか。地域・社会課題解決や多様な働き方推進に取り組んでいるか。	15 点
⑤ 本プログラムへの理解・コミットメント	経営者が主体となって支援を積極活用し課題解決に取り組む姿勢があるか。支援を受ける社内体制が整っているか。	20 点
合計		100 点

7 その他の注意点

- (1) 本プログラムを通じてご提供いただいた情報は、本プログラムの推進のためのみ利用し、和歌山県・事務局（株式会社タナベコンサルティング）および審査に
関与する外部有識者など本プログラム関係者のみに提供します。
- (2) 採択企業は、専門コンサルタントによる伴走支援を積極的に受け、支援計画の策
定および課題解決に誠実に取り組んでください。
- (3) 本プログラムが実施するプロモーション活動・成果発表会・イベント等には原則
参加してください。
- (4) 応募・参加に伴う通信費、資料作成費、交通費等の諸費用は、各応募者・採択企
業においてご負担ください。
※本件の伴走支援については、設備投資費、システム導入費、Web サイト構
費、広告運用費、各種制作費等の実費は含まれておりません。
- (5) 提出書類に虚偽の記載が判明した場合は、応募の取り消し・採択の取り消しを行
うことがあります。
- (6) 和歌山県および事務局は、本プログラムにおける支援により課題解決・目標達成
を保証するものではなく、採択企業に生じた損害について一切の責任を負いませ
ん
- (7) 以下に該当することとなった場合は支援期間中であっても支援を終了することが
あります。
 - ①支援により課題解決が図られ、追加の支援が不要となった場合
 - ②申請要件のいずれかに該当しなくなった場合
 - ③その他和歌山県が支援の継続を認めない合理的な理由がある場合

8 問い合わせ先

地域中核企業創出プログラム 事務局	和歌山県 主管課
株式会社タナベコンサルティング 担当：大淵元晴 代表番号：03-6758-0073 対応時間：平日 9:00～17:00	和歌山県企業振興課 担当：竹内、辻本 TEL：073-441-2760 対応時間：平日 9:00～17:00

以 上